教育委員会 平成26年度 11月定例会の概要

〇日時 平成26年11月19日(水) 9時30分開会 11時32分閉会

○場所 鎌倉市役所 全員協議会室

〇出席委員 山田委員長、下平委員、齋藤委員、安良岡教育長

○傍聴者 2人

○本日審議を行った案件

- 1 報告事項
- (1)委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 課長等報告
 - ア 教育委員会制度改革について
 - イ 平成26年(行コ)第210号 保護者の地位の確認等請求控訴事件の判決について
 - ウ 平成26年度 全国学力・学習状況調査の結果について
 - エ 「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について
 - オ 史跡和賀江嶋の管理団体指定について
 - カ 行事予定(平成26年11月19日~平成26年12月31日)
- 2 議案第24号 教育財産の移管について
- 3 議案第25号 鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について
- 4 議案第26号 鎌倉市教育課程編成の指針の策定について
- 5 議案第27号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより11月定例会を開会する。 朝比奈委員より本日の会議を欠席する旨の届け出があったので、報告する。 本日の会議録署名委員を齋藤委員にお願いする。

1 報告事項

(1)委員長報告

山田委員長

立冬を過ぎたが、まだ、秋を引きずっているようなぽかぽかとした陽気が続いている。去年のような大雪にならねばいいと思うが、茶の湯の世界では、炉を開き茶壺の口を切るという、一足先にお正月のお祝いを迎えた。茶庭の竹なども青竹に変え、非常にすがすがしい雰囲気になっている。

先月23日に、私は、ロックフェラー財団主催のセイラーズフォーザシーというイベントにお招きをいただき、観光協会の会長と行ってきた。この財団は、鎌倉の海の清掃などをしてくれているということで、それを横浜の学校と組んで、いろいろな理科の課題などと絡めて活動しているということで、鎌倉でもぜひ、そういったことを進めてくれという話があった。

31日には、神奈川県の教育委員会連合会の研修会が生涯学習センターで開かれ、約120人が集まった。本年は鎌倉市が会長市を務めているので、講演なども企画して、円覚寺の横田管長に「一寸先は光」というお題で話をいただいた。幼いころから仏門に入り、修行を重ねられた和尚は、非常に穏やかな口調の中に、笑いあり涙ありという、とてもありがたい心にしみる話をいただいた。

今月6日には、深沢中学校の研究発表会に、下平職務代理と齋藤委員が行かれたので、ご報告をお願いする。

下平委員

横田管長から伺ったお話と深沢中学で感じたことが重なるので話したいと思う。

過去にもさまざまな研究発表会にも参加させていただいたが、今回も深沢中学では、「上から下から横から」というキーワードに基づいて、生徒たちの関心と意欲を引き出す授業を どのようにつくるか、先生方が工夫して取り組んでいた。

ただ、他の学校でも感じることだが、そういう技法みたいなものが生きて、生徒たちが生き生きしている姿を目の当たりにするクラスもある半面、せっかく生徒の関心を引き出すというテーマでしているのに、何となく生徒の心が動いていないシーンを見るときもあった。

横田管長が「観音様の心」と言っていて、それがとても印象に残った。観音というのは、「観る音」と書く。観音様の心は、とにかく心の音を全身で観る力なんだと教えていただき、いたく感激した。先生も親も、子どもたちの心の音を全身で見て、感じる力、ちゃんと心のエネルギーのキャッチボールができる、心の声を受けとめていて、自分の心の音をちゃんと相手に投げ返す、基本的なコミュニケーション能力を高めていかないと、せっかく上乗せした技法が上滑りになってしまって生きていない。すごくもったいないと、今回も改めて感じた。

齋藤委員

研究発表会については、講師を迎えたり、学校の先生方が自分の持っている力を最大に発揮して、一つのまとまりをつくっていくという良さが現れてくると思う。研究として一つの目標を立てて、そこにみんなで向かっていくことのすばらしさ。そこに向かったことによって、子どもが変わっていく。確かにそれぞれの子どもは個々いろいろあるし、学級の特色もあると思うが、何かに向かっていくことが、研究発表会の研究、学校として伸びていくすばらしさを発揮できるのではないかと改めて感じた。

山田委員長

10月に、齋藤委員が合同交歓会と陸上競技大会にも出席したので、ご報告をお願いする。

齋藤委員

特別支援学級の設置校、また県立養護学校関係ということで、合同交歓会が実施されているが、その中で鎌倉市、逗子市、葉山街の特別支援学級の子どもたちが集まって、お祭りをする。その主題が「楽しい集い」。そして、「みんなが主役」というのがタイトルになっている。一人ひとりを生かした教育を、今後も続けていっていただけるといい。

続いて、陸上記録大会は、いつもは藤沢市で行われる大会が、会場の都合で横浜附属に会場を移して行われた。グラウンドでは、子どもたちが1位になることが目的ではなく、自分の持っている記録から、たとえ1秒でも、1メートルでも、1センチでもいいから伸ばそうという目標で取り組んで、その思いを遂げようと一生懸命やっている。はるかかなたで飛んだり走ったりしているが、こちらの観客の仲間はわーっとそのたびに歓声を上げて応援している姿がとても印象的だった。いいクラスなんだ、いい学年なんだという思いを持つこともできた。

最後に、成績発表していくのだが、そのときに、何々小学校、何々が何位となったら、わーっと大歓声が上がっているところと、「えっ、どこにいるの」というところがあったので、それは、やはりまとまりかなと。日ごろからの学級、友だち関係、そして学校としての大きいまとまりが、こういうところに出てしまうのかなと。礼儀正しくしなさいと抑えられたのかもしれないが。とにかく一人ひとりが活躍する場を与えてあげることのすばらしさを痛感した。

その中で、指導主事の方々、体育委員の先生方、役員になった方々の大活躍の姿がとても光っていた。

山田委員長

今月6日に、私の家業に第二中学校の職業体験を受け入れて、男子生徒二人が来た。一人はスポーツを非常に頑張っている子で、もう一人は理科系の部活をしている子だった。職業体験として、はたきがけから雑巾がけ、雨戸の裏側とか、そういうところを掃除することから始めた。隅々まで、四方八方を清めるということをまず勉強してもらい、きれいになった空間で、動きもきれいにしようということで、そぎ落とされた安定した動きというのを教えて、その後はいろいろと茶室の中での勉強と体験をした。何もかもが新鮮で、後で発表どうしよう、あれもこれもあるし、時間内に入らないと言ってくれたが、もう少しアナログ的な体験というか、体で感じる体験を、いろいろな方々に体験してほしいという気持ちもあった。私どもでももう少し協力させていただける場があるといいと思うし、はたきがけは教室でもできることなので、学校でもどこが汚れているか見回してみて、自分たちでやってみたらと言ったので、取り入れてくれると嬉しいなと思った。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

本日、西鎌倉小学校にドイツのワイマール市から、市長、協会の役員の皆さんが訪問している。ワイマール市と鎌倉市で市民親善都市交流が市民団体を通じて行われてきたが、今年、市長をはじめ関係者の皆さんが鎌倉市と藤沢市を訪問されるに当たって、学校を見学したいということである。

(3) 課長等報告

報告事項ア 教育委員会制度改革について

山田委員長

報告事項のア「教育委員会制度改革について」報告をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、抜本的な改革を行うものである。

主な改正点について説明する。

1点目は、「教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」についてである。教育委員会の代表は、現在、教育委員長だが、教育長との位置づけが不明瞭であった。改正後は、これが一本化され、教育委員長の職が廃止となり、「新教育長」が委員長と教育長の両方の職務を担うことになるため、教育長が教育委員会の責任者であることが明確になる。

選任方法については、市長が議会の同意を得て教育委員を任命し、その後、教育委員会議で教育長を選任していたが、改正後は、市長が、議会同意を得て、直接、教育長を任命することとなる。また、任期は4年から3年となる。

2点目は、「総合教育会議」についてである。これは、市長が設置する会議で、構成員は、 市長と教育委員会の6名である。会議では、新たに策定する大綱や予算など、重点的に講ず べき施策について、協議を行う。この会議によって、市長と教育委員会が教育政策の方向性 を共有し、一致して執行にあたることが期待されている。

3点目は、「大綱の策定」についてである。市長は、教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方針を「大綱」として定める。大綱については、先ほど説明した総合教育会議において、市長と教育委員会が協議を行い、策定することとなっている。

4点目は、経過措置についてである。新教育長への移行時期は、経過措置が設けられており、現教育長の任期中は旧制度を適用することもできるとされている。

なお、詳細については、関係課と協議を行い、調整していく予定である。

(質問・意見)

下平委員

私ども教育委員も、過去に文部科学省のご担当の方々からお話を伺ったり、新制度について理解を深めるようにしているが、今後、鎌倉市でどのように対応していくかは、これからの話し合いになるのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

例えば、総合教育会議をどこに設置するか、大綱にどういった内容を盛り込んでいくか、 教育長への移行時期をどうするのかなど、市長部局、関係する課と調整をして、これから詰めていくことになっている。

下平委員

3月末までにそのあたりを決めなければいけないなら結構忙しいと思うが、今後もよろしくお願いする。

山田委員長

総合教育会議を鎌倉市がどのように行っていくかというのも、これからか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

構成員は教育委員、教育長、市長で、メンバーは法により決められている。所管をするセクションについては、例えば、市長部局に置くのか、教育委員会に置くのか、各市まだ調整中で、情報交換も行っているところである。例えば、教育委員会に置く場合には、事務委任になると文科省の通達にも明記されている。今後詰めていくというところである。

山田委員長

質問が的確ではなかったが、開催の頻度とか、どのように開催していくのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

具体的なことはこれからで、情報交換や、文科省の通達によれば、予算の前には開催をする必要があるだろうと。今回、新たな制度なので、大綱の策定に当たって、総合教育会議を開かなくてはいけない。だから、来年度は最低少なくとも2回は開くと思う。それ以外は必要に応じて、特に回数については法の中でも明記はされてないので、状況に応じてということになる。

(報告事項アは了承された)

報告事項イ 平成26年(行コ)第210号 保護者の地位の確認等請求控訴事件の判決につい て

山田委員長

報告事項のイ「平成26年(行コ)第210号 保護者の地位の確認等請求控訴事件の判決について」報告をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

平成24年(行ウ)第91号保護者の地位確認等請求事件については、平成26年5月27日開催の教育委員会5月臨時会において報告したとおりだが、平成26年4月23日に判決の言い渡しがあり、市の勝訴となった。

その後、この横浜地方裁判所の判決を不服として、平成26年5月9日に原告が控訴した。 その概要は、議案集5ページに記載のとおりだが、請求の趣旨は第一審における内容と同じ である。

なお、口頭弁論は平成26年8月1日、1回のみ行われ、平成26年9月24日に東京高等裁判所で判決の言い渡しがあった。判決は、(4)に記載のとおり、「1 本件控訴を棄却する。」「2 訴訟費用は控訴人の負担とする。」という内容で市の勝訴となった。

その後、この判決を不服として、平成26年10月6日付で控訴人が上告の提起を行った旨の 通知書が、東京高等裁判所から本市宛てに送付された。

今後は、控訴人から東京高等裁判所宛てに上告理由書が提出される予定である。

なお、本市訴訟代理人弁護士に確認したところ、最高裁判所の対応が決定するまでに、通常は2~3ヶ月という相当な期間を要する見込みである。その後の対応については、最高裁判所の判断を受けた後、本市訴訟代理人弁護士と協議する予定である。

(質問・意見)

下平委員

今お話にあったように時間がかかるというのは、今回の請求の趣旨等も、今の段階では分からない。恐らく今までと同様だろうが、それも今の段階では分からないということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

上告の提起を行ったという通知が届いたということで、詳しい内容はまだ届いてないので、 分からない。

(報告事項イは了承された)

報告事項ウ 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について

山田委員長

報告事項のウ「平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について」報告をお願いする。

教育指導課長

平成26年度全国学力・学習状況調査は、平成26年4月22日に実施され、本市の結果がまとまったので報告する。

別冊資料の1ページに「調査の概要」、 $2\sim4$ ページに「本市の調査結果の概要」を掲載した。

本市の調査については、小・中学校ともに、良好な結果であった。特に、中学校の数学A問題、B問題は、全国及び神奈川県の公立平均正答率を大きく上回っており、大変良好な状況である。本年度の結果も、今までと同様の結果が出ており、バランスよく基礎・基本の習得とそれらを活用する力の育成が図られていると考えられる。

4ページから10ページには、教科ごとに、「結果の分析」、「教科領域別の課題等」、「指導改善に向けて(指導のポイント・具体例)」をまとめた。教科ごとの集計値・グラフは、19ページ以降に「資料」として記載している。

小学校国語では、A問題、B問題ともに、全般的に結果は良好である。特に「書くこと」の領域では、仮定の表現を用いて適切な文に書き直すことについて、良好な結果を示している。故事成語の意味や使い方を理解することや、漢字の書きが不十分な状況が見られる。

小学校算数では、A問題、B問題ともに、全国・県よりも高い正答率であった。筋道立て て小数倍の求め方を記述することや、量の大小について理由を書くことに課題がみられた。

中学校国語について、全般的に結果は良好であり、必要に応じて質問し、足りない情報を聞き出す問題の正答の割合は全国・県より高い結果であった。課題としては、伝えたい内容を適切に説明する点があげられる。

中学校数学では、A問題、B問題ともに平均正答率が全国・県と比較して大きく上回っているが、図形の性質を証明することについて、着目すべき図形を指摘すること、構想を立てて証明することに課題がみられた。

10ページから13ページには、児童生徒質問紙の調査結果をまとめた。特徴が見られる「学習に対する関心・意欲・態度」、「学習時間等」、「基本的生活習慣」、「自尊意識」「規範意識」等の項目について本市児童生徒の傾向をまとめた。

全般的には、小学校については、家庭での学習習慣には課題が見られるものの、基本的生活習慣の定着や、規範意識の改善が見られた。中学校においては、規範意識に多少の課題は見られるが、家庭での学習習慣や朝食喫食率など基本的な生活習慣、自尊意識について良好な結果であった。

14ページには、「今後の学校での取組」をまとめた。

学習面では過去の調査と同様、良好な結果を示している。また、いじめに対する児童生徒の意識が、過去の結果に比べ横ばいまたは高められており、いじめ防止の取組等、成果が見られる。引き続き、各学校でのチームによる指導体制が大切だと考える。

また、各教科の調査分析から、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図る取組を一層進めることが必要であると考えられる。各領域の課題を踏まえ、各学校が参考とするための指導のポイント及び具体例を示した。

日々の授業では「児童生徒が主体的に取り組む」といった授業の工夫が求められている。 そのため、授業の始まりには学習の目標、目当てやねらいを明示し、児童生徒が学習の見通 しを持って授業を受け、その時間の終わりには、学習の目標に対する振り返りを行うなどの 取組が大切と考えている。

今後も教育委員会として、学校が教育活動において組織的・計画的に取り組むことができるよう、継続的に支援していく。なお、教育委員会のホームページにも本日の内容について

掲載する。また、12月の市議会、教育こどもみらい常任委員会においても、内容について報告をする予定である。

(質問・意見)

齋藤委員

今年度実施された学習状況調査について、公表するかしないか、いろいろ取り沙汰されている中で、鎌倉市としてどういうお考えを持っているか。

教育指導課長

公表は大きく二つ、一つは教育委員会として、もう一つは各学校としてである。国の実施 要項に、今まで公表しないものとなっていたが、市町村が各学校と十分協議の上、市町村の 判断で公表できるものとすると実施要項が変わった。

鎌倉市教育委員会としてはその内容を受けて、これまでも各学校が分析したものを教育委員会が把握し、それに基づき、教育委員会として市全体の結果をまとめ、公表をしている。それがお手元にある内容となっている。したがって、市の教育委員会としては学校ごとの公表ではなく、鎌倉市全体の内容をまとめたものを引き続き公表していきたいと考えている。とはいうものの、各学校が自校の内容について十分分析した上で、児童生徒、そして保護者にはその内容について、今後の教育活動に役立てるためにしっかりと伝えていく必要があると思うので、そこについては学校だよりや懇談会等で、単に数値的なものを出すのではなく、全体の傾向を示しつつ、学校での成果、そして課題を明確に伝えていくよう、各学校長にも話をしており、各学校がそういった形で取り組んでいる。

齋藤委員

ぜひ今のような形で進めていっていただきたい。その学校独自に伝えていくことの大事さ を感じているので、よろしくお願いしたい。

下平委員

常日ごろから、自尊感情、自尊意識が高いと、いろいろなことに対する興味、関心も広がるし、意欲も高まる。自尊感情は自分だけで高まるものではなく、人からちゃんと見つめてもらっている、認めてもらっている、大切にしてもらっている、評価されている。他人からの働きかけによって、非常に高まるものだと思う。人と触れ合えば規範意識も高まるだろうし、携帯に向かっている時間は減るだろうし、お互いがしっかり認め合えている学校とか家庭づくりが、全ての高まりにつながってくるのではないかなと常々感じている。

非常に分かりやすくまとめていただいて感謝しているが、これからもぜひ、それぞれの学校で生かしてくださることを心から願っている。

教育指導課長

自尊感情や規範意識は、小学校では12ページ、中学校では14ページにそれぞれ結果が出ている。それぞれ県や国よりも高いという数値は出ている。自尊感情、規範意識を高める取り

組みを意図的にやる場合もあるが、日常からそういったことを互いに心がけていくことが大事だと思うので、継続的に進めていきたいと思う。

安良岡教育長

5ページの小学校の指導改善に向けての指導のポイントの中では、「互いの立場や意見を踏まえた上で、質問や意見を述べる指導の充実」、自分が思っていることをその際の相手の立場も考えて伝えるとある。中学生になってくると、8ページの指導のポイントとして、「伝えたい事柄を明確にして、分かりやすく書く指導の工夫」ということで、ここでは述べる、発表するというところがない。小学校でこういう指導が充実すれば、中学校ではある程度、分かりやすく自分の考えをまとめて発表できる。発表は十分できるようになってきているから、より分かりやすくまとめていくということに、中学校では指導を置いたほうがいいと、指導のポイントとして示されているのか、お伺いしたい。

教育指導課長

発達の段階で、指導していく重点的な内容は変わってくると思う。したがって、小学校でお互いにやりとりするだけではなく、小学校でも高学年、中学生になればという段階を踏まえて、表現の仕方が様々ある。ここでは書くということについての課題性も見られるので、書くというポイントを踏まえながら、こういうところへ入れていくことが必要だろうという分析をした。

安良岡教育長

この結果については、各学校が子どもたちの実態を一番よく把握しているわけなので、今年度の調査結果を次年度の学習指導の中に生かすべきだと思うし、また保護者に、各学校の取り組み、あるいは自分の課題、そういうことを各学校が丁寧に説明していく必要があると思うので、鎌倉市としては、全体の傾向をこのようにまとめていくということでいいのかなと思う。

山田委員長

結果を拝見して、小学校、中学校ともに、一概には言えないかもしれないが、基礎学力がしっかりしているのかなと。良好な結果はとても喜ばしいが、自分の考えを書いたりすることに無回答が多いとか、筋道を立てて記述したり、理由を述べることに課題があるとか、中学校に入っても、文章や資料から必要な情報を読み取って、それを適切に説明する点に課題がある。数学でも構想立てて証明することに課題が見られると、学び取ったものから自分の考えを的確に説明したり、発表するという点において、これは特に小学校は難しいことだとは思うが、市として、こういった課題への取り組みの仕方を今後どのように考えていかれるのか、教えていただきたい。

教育指導課長

自分の考えを伝えて、相手の考え方を受け入れる。そのやりとりが基本の部分だと思うが、 ともすると、例えば授業の中でも、これについてグループで考えてみようということで、い きなりグループ活動が始まったり、隣同士の相談になったり、話し合いになったりというケースがある。今、各学校に伝えているのは、そういったやりとりをする前に、自分の考えをまず持っていないと相手に伝えることもできないということで、自分で考える時間をきちんと確保して、まとめることを丁寧にやってほしい。あわせて、相手に伝えるということは、相手の言ってくることもきちんと理解しなければいけないので、聞くということをしっかりと低学年のうちから習慣づけをしていきたい。そういった2点を丁寧に指導していただきたいという話をしている。

その中で、子どもたちがどのように自分で表現するかというテクニック的なものは教えていくことができるかと思うが、そういった時間の確保と相手とのやりとりをする時間、そういったタイミングや場面を大事にしていくということを我々としては話をしている。

ただ、いわゆる言語活動は全ての時間で行うものではないので、こういった単元の中でも、 狙いをしっかり定めて効果的なやり方を進めていく。技能や知識も大事なものになるので、 そういったものときちんとつながるような授業づくりという全般を捉え、場面だけを捉えな いで進めていくということも大切だと考えている。

山田委員長

研究授業に伺ったときに、消費税を上げるべきかどうかについて議論しているときに、ともすれば、子どもたちのおしゃべり大会みたいになってしまって、おっしゃるように、論拠をきちんと調べ上げた上で、自分の意見を持つというあたりの指導がもう少しないと、いきなりそういうものを構築するのは難しいと感じていたので、その辺ご指導いただけるとありがたいと思う。

(報告事項ウは了承された)

報告事項エ 「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果 について

山田委員長

報告事項のエ「「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の 結果について」、報告をお願いする。

教育指導課長

調査は毎年文部科学省が実施しており、調査内容は平成25年度のものである。本年度は、 10月17日に国の結果公表があり、鎌倉市における調査結果をまとめたものが別冊になってい る。

資料1ページ上の表は、いじめ、不登校、暴力行為それぞれの件数を、平成22年度からの推移で示したものである。それぞれの定義を後半部分に参考までに記載した。

まず、2ページは、いじめの調査結果になっている。「1 いじめの発生学校数、発生件数」については、いじめを認知した学校数及び認知件数として、小学校9校17件で前年に比べて6件の減となっている。また、今回の調査か

ら加わった(4)いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は、 0件となっている。

「2 いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」 では、平成24年度、25年度ともに、認知件数は、小学校では4年生から増え始めて、6年生まで多く見られ、中学校では2年生が多い状況であった。

「3 いじめの現在の状況」は、昨年度認知したいじめは、小学校で52.9%、中学校では74.2%が解消している。一定の解消が図られたものを含めると、小学校では76.4%、中学校では96.8%となる。

「4 いじめの発見のきっかけ」は、小学校では、「学級担任が発見」「当該児童の保護者からの訴え」が多く、中学校では「本人からの訴え」「当該生徒の保護者からの訴え」が多く、各学校において日頃から教職員が子どもの様子を把握したり、相談しやすい雰囲気作りを行ったりしたことが、いじめの認知・相談につながったと考えられる。

「5 いじめの態様」については、小・中学校とも「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く、続いて「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」となっている。また、中学校では「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる」の件数が増えている。

中学校においては、携帯電話、スマートフォンのトラブルが増えていることから、小学校の児童指導担当者と生徒指導担当者が話し合う場を設け、小・中学校間で情報の共有を図った。今後はそれを受けて、教育委員会が学校等と連携した対策を講じていきたいと考えている。

「6 いじめの対応状況」については、「〔1〕いじめる児童生徒への対応」として、小・中学校とも、「学級担任や他の教職員が状況を聞く」、「学級担任や他の教職員が指導」が多くなっている。「〔2〕いじめられた児童生徒への対応」としては、小・中学校とも、「学級担任や他の教職員が状況を聞く」、「学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う」が多く、教職員がチームで継続的な対応を進めていくとともに、保護者への報告などから家庭と連携が図られていることが読み取れる。

「7 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」としては、「職員会議・研修会等でいじめ問題について教職員間で共通理解を図る」「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げて指導する」「校内組織の整備など教育相談体制の充実を図る」「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった」などが多く、学校全体での取組が見られる。

いじめについては、各学校が、アンケートや教育相談、個別面談など、児童生徒の状況や 発達の段階に即した方法を用い、日頃から兆候を見逃さないための取組を学校全体で進めて いる。その中でいじめ等に関する実態把握や未然防止に努めていることから、そのようなき め細かな対応が認知につながったものと考えられる。

続いて、不登校の状況について、1の「不登校児童生徒数」の推移は、病気や経済的な理由のものを除き年間30日以上の欠席者の数となっている。平成25年度は、平成24年度と比較すると、小学校では26名で8名の減、中学校では78名で2名が減少した。各学校が、早期に丁寧な対応を行うとともに、関係機関との連携が図られた結果と考えている。

2の「不登校児童生徒の出現率」の推移は、100人当たりの児童生徒に占める不登校の出現

率を表しており、国や県はこれまで減少傾向であったが25年度については再び増加しているが、鎌倉市は、小学校、中学校ともに、減少傾向が続いている。 7ページにあるグラフは、 その内容をグラフにしたものである。

「4 不登校となったきっかけと考えられる状況」では、小・中学校共通して多いのは、「不安など情緒的混乱」、次いで小学校では「家庭の生活環境の急激な変化」、中学校では、「無気力」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「学業の不振」等があげられる。

「5 不登校児童生徒の相談・指導を受けた機関等」では、小・中学校ともに、学校外では「教育委員会所管の機関」が多く、さらには中学校では、「教育支援センターひだまりや病院等」も多くなっている。学校内では、「スクールカウンセラー、相談員等により専門的な相談を受ける」項目が多くなっている。

資料にはないが、平成25年度不登校児童生徒104名に対応して、その後の状況を各学校に確認した。その104名に対しては、その後相談や面談、家庭訪問、関係機関との連携等を続け、約34%にあたる36名が「登校する、またはできるようになった」、また約24%にあたる25名は「登校に至らないものの好ましい変化が見られた」という報告を学校から受けている。これは、およそ6割の児童生徒に好ましい変化が見られているということで、不登校児童生徒に対しては、学校で「担任が電話をかけ連絡を取り合う」「家庭訪問をする」「保護者との連携」など丁寧な粘り強い対応とスクールカウンセラーや相談員等、関連機関等と連携した対応がとられている。しかし、5の表⑫にある相談・指導を受けていない数についても、注視する必要があると考えている。

最後に暴力行為について、件数は小学校36件で前年より32件の増、中学校25件で前年より12件の増と、小学校・中学校ともに大幅に増加した。発生件数が増加した理由としては、数校で特別な支援の必要な児童生徒を含む特定の児童生徒による暴力行為が複数回あったことによるものであると考えられる。

暴力行為の内訳は、対教師は22件。内訳は小学校で17件、中学校で5件。児童生徒間は計31件のうち小学校は16件、中学校で15件。対人については、中学校で1件。器物破損については計7件のうち小学校が3件、中学校が4件となっている。暴力行為の発生場所については、記載のとおりとなっている。

加害児童生徒に対する学校の対応だが、「指導した者」については、小・中学校とも学級 担任や他の教職員、校長、教頭が指導するケースがほとんどである。また、指導の主な内容 については、「ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導」「被害者等に対する謝罪指 導」「保護者の協力を求めて、家庭関係との改善・調整」が多くなっている。

暴力行為については、継続的な指導、支援、見守りを、保護者関係機関と連携しながら進めている。各学校では、発生した事案への対応だけでなく、事案を発生させない環境を作っていくことが大切であると考えており、引き続き未然防止に向けて学校全体で対応するよう指導・支援していく。

今後も引き続き、いじめ・不登校・暴力行為に対しては、未然防止、早期発見、学校全体でチームによる対応、保護者との連携、関係機関等との連携など、きめ細かに丁寧な対応と教育委員会も学校や関係機関と連携し、積極的な対応を進めていく。

また、本結果については、先ほどの全国学力状況調査と同様に、今後、12月市議会教育こどもみらい常任委員会にも報告する予定としている。

下平委員

いじめ、不登校が、皆さんの取り組みの結果として改善されているのは、本当にすばらしいことだと思う。

いじめられた、いじめたということが、しっかり小・中学校のころに問題解決されて、どうすればいじめられない自分になれるのか、どうすればいじめない自分になれるのか、ある意味、心の強い、そして関係性をしっかり構築できる大人に成長していくための、小・中学校というのは、勉強の場、学びの場ではないかと思う。それを見守っていくのが先生であり、保護者たちだと思う。ここがうまく解消されないと、例えばいじめの問題が、そのままDVとか虐待という問題にも発展しかねないし、そして、小・中学校のころ不登校がちだった人が、社会の厳しい現状の中で、生き生きと笑顔で成果を上げられるかというと、そこは難しいと思う。

手厚く親や先生方が係って解決するのも大事だが、大人たちが解決してあげるよりも、本人がしっかりそこに向き合って、どうすれば人間関係をつくれる自分になれるのか学んでもらうことが、実はとても大事なことなので、その点、カウンセラーの方とか先生方がしっかり話を聞いてくれているということで、大変ありがたいと思う。

もう一つ、暴力行為が増えているということは、非常に気がかりである。先ほど発表の中にもあったが、特別な支援を必要とする生徒がいることによるということなので、一概には言えないが、私たちもかっとなったり、暴力までは及ばなくても荒れた気持ちになるときは、ちゃんと自分を分かってもらえていない、受けとめてもらえていないというときに、そういう気持ちになる。生徒たちが、親にも先生にも、そして仲間たちにもちゃんと受けとめられていない、分かってもらえていない、分かろうとしてもらえていないということが、そういうことに現れるのではないかと思うので、そのあたりも今後取り組みが必要かと思う。

暴力行為が著しく増えたことに関して、さっきもご説明があったが、補足説明をいただけるとありがたい。

教育指導課長

暴力行為の件数が増えた部分については、カウントとして重なりがあるので、これイコール、児童生徒の数ではない。あくまでも件数なので、対象となる児童生徒数はもっとぐっと少ない状況になる。起きたことをカウントせよというのが国の基準になっているので出ているが、ただ、その基準は平成24年度以前と変わっていないので、そういったことが出ているという現象は、しっかりと受けとめなければいけないと思っている。

今もお話があったように、自分をある程度コントロールをしていくという面と、それから 互いに理解し合うという面と、両方の面をしっかりとつくっていかなければいけない。そう いった意味で、学校教職員に何ができるか。まずは一人ひとりの子どもたちをしっかりと特 性を含めて把握をしていく。その中で、どういう支援や指導ができるかということを十分進 めていかなければいけない。現時点で実践をすることを顧みる機会として、この結果は受け とめて、進めていきたいと思っている。

安良岡教育長

教育指導課長から説明があったが、担任一人に任せるのは難しいところがあるので、各学校とも、学年でとか、学校全体でチームをつくって対応していこうと。教育委員会としても、人的支援ができる範囲の中で、少し充実ができればと思っている。そういうところを充実していって、子どもたちがそういう思いを行動で示さなくてもいいように、つながっていくといいと思っている。

下平委員

小学校の暴力行為が一気に増えているというところもひっかかる。家庭環境もあるが、学校での満足度とか、何を訴えているのか把握する。荒れている子どもの気持ちを支えてあげなければいけないと。今の子どもは、どう対応していくとこういう行動をしないで済むのかなと考えることも多々あるのだが、家庭と連携ができない場合も出てきてしまっているという現状もあり、非常に難しいものを抱えていらっしゃるのだと。学校だけではなく、もちろん担任だけではなく、何らかの形で支えていける、また、アドバイスしていけるような体制をしっかりとっていただけたらありがたいと思う。

教育センター所長

学校だけでは難しい中で、サポートの一つとして、教育センターの相談室の役割があると 思っている。

子どもたちのサインを受けとめたときに、そのサインの背景については、様々である。いろいろな視点で見るということで、うちの場合、スクールソーシャルワーカーが、一つの問題をどう解決するか、いろいろな資源を活用して対応していく派遣制度がある。不登校やいじめといった問題があったときに、学校からの依頼に対して、学校に訪問して、学校の先生方と担任の先生方、スクールカウンセラー、経済的な背景がある場合については、市長部局の関係機関と連携をとる形でのチーム支援を行っている。

それから、子どもの自尊感情という話があったが、基本は幼児期の愛着の部分とか、その後の環境の部分が入るので、こども相談課との連携が重要になってくるケースもある。そういうところも含めて、センターとしてはいろいろな課と連携する中で、相談業務をやって、また、月1回のケース会議で、スーパーバイザーからアドバイスを受けて対応していく。不登校の子が10人いれば十人十色の背景があるし、逆に不登校が悪いとかいいという問題ではなく、どの子も不登校になる可能性があり、学校でもいじめが起こる可能性があると捉え、起こらないようにする、起こったときにどう対応していくか。そういう解決方法は、学校だけではなくて、委員会とセンターで役割分担できればなというところで対応している。

山田委員長

今のことと関連して、先ほど委員長報告で申し上げればよかったのだが、先月の委員会の後に、第二中学校に私ども三人で学校訪問させていただいた。先生方が休み時間、あるいは授業の始まる前などに、どこかの先生が学年の廊下にいて、一人ぼっちになっている子が話しかけるきっかけになったり、あるいは何かあったときに異変に気付く体制をとっていると

いう話があって、先生方は全然休みがなくて、お手洗いに行く時間もないと言っていた。随 分手厚く、ありがたく感じた。一方で、中学生にそこまでしなければ異変に気づかなかった り、自分たちで問題解決できないのかなと感じた部分もある。

安易には言えないが、自分の力、あるいは友だちの力を借りて解決していくような、間接 的にそのように促す手伝いをするのが、個々のケースは十人十色だから一概に言えないが、 一番よいのかなと感じている。

我々の昭和の時代に比べると、いろいろな制度や機械関係など、便利になったり手厚くなっている部分も多いと思う。その分、子どもに目がいくのではないかと感じたりとか、かえって子どもたちが弱くなっている部分があるのか、ないのか、その辺も気になる。支援を増やせばいいのかという問題とも違うところもあると思うし、もう少し子ども自身を強くしていく。未然に、例えば、いじめられない自分になるように心がけるとか、そういうことになってしまったら、早目にそういう事態から脱却できることを模索するとか、そういうことをもう少し先生方から指導していただけると大変ありがたいと感じた。

下平委員

本当にそのとおりだと思う。個々人が、いろいろな問題が起こったときに自分の心を見つめて、自分の心をコントロールできる力、強い自分になるということ。関係性をしっかり自分で心地よいものに創造できるようにする。その両方の力を個々人が備えていくということが理想である。

ところが、そういうことに巻き込まれがちな子は、そういうリソース、友だち関係が良好であるとか、相談できる友だちがいるとか、相談できる、話し合える親がいるとか、そういうものがある人は、そういうものをちゃんと身に着けているのだろうし、残念ながらそういうものがしっかりとつくれていないお子さんが、なかなか問題解決ができないという闇の中に入りがちなので、社会の変化もまさにあるし、そのあたりは一概に個々人の問題で片づけられる問題ではないし、今後も本当に一体となって、みんなで考えていかなければいけない問題かなと、つくづく思う。

(報告事項エは了承された)

報告事項オ 史跡和賀江嶋の管理団体指定について

山田委員長

報告事項のオ「史跡和賀江嶋の管理団体指定について」報告をお願いする。

文化財担当課長

和賀江嶋は材木座から逗子市小坪にかけて位置し、我が国最古の築港遺跡として昭和43年10月14日付で、国指定史跡に指定されたものである。その後、航空測量等が行われ、平成18年1月26日付で史跡の範囲を拡大する内容の追加指定がなされ現在に至っている。史跡の指定面積は72,017.59㎡で、このうち鎌倉市域の面積は69,285.59㎡となっている。

本来、和賀江嶋の島の部分は国有地であり財務省が管理し、海面は公有海面として、海岸

は海岸保全区域の管理者として神奈川県が管理することとなっている。しかし、国、県が行う管理はいずれも維持管理的な管理であり、和賀江嶋は我が国最古の築港遺跡とされ、歴史的に非常に重要な遺跡であることから、ただ単に維持管理的な管理は適当でないと判断される。

史跡等文化財の管理等については、文化財保護法に規定されているが、文化財保護法第113条に、史跡に所有者がない場合や判明しない場合、あるいは所有者による管理が困難である場合に文化庁長官が適当な地方公共団体等を指定して、保存のために必要な管理及び復旧を行わせる旨、いわゆる管理団体の指定に関する事項が規定されている。そこで、管理団体指定に向け文化庁、神奈川県教育委員会・逗子市とのあいだで協議を行い、平成25年3月7日に文化庁長官宛に管理団体指定の意見具申書を提出した。これを受け、平成26年10月14日付で、文部科学大臣から鎌倉市と逗子市が国指定史和賀江嶋の管理団体に指定されたものである。

今後は、管理団体として地域住民の協力も得ながら、和賀江嶋の管理について、検討していくことが必要であると考えている。

(質問・意見)

特になし。

(報告事項オは了承された)

報告事項力 行事予定(平成26年11月19日~平成26年12月31日)

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案集10ページー番下の鎌倉市公立中学校生徒美術展、11ページ上から3行目、鎌倉市小学 校音楽会など、その他記載のとおり講座や研修会が予定されている。

(質問・意見)

特になし。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第24号 教育財産の移管について

山田委員長

日程第2 議案第24号「教育財産の移管について」を議題とする。議題の説明について、 お願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

市役所本庁舎周辺の執務室に関しては、執務室の確保や耐震化の問題が課題となっており、

その中でも、教育センター相談室として使用していた建物については、老朽化が課題となっていた。また、現在、第4分庁舎1階で暫定的に使用している、おなり子どもの家の移転についても、喫緊の課題となっている。これらの諸課題改善に向けて、これまで、行革推進課が中心となって関係各課で検討を重ね、旧教育センターを含む市役所本庁舎周辺の建物を整理し、有効活用していくこととなった。このため、市長部局において集中管理するため、現在、教育財産として教育委員会が所管している旧教育センターの建物及び土地を普通財産へ移管しようとするものである。4ページに位置を示した図があるのでご参照いただきたい。

なお、旧教育センターについては、平成27年度に解体し、その後、新しい分庁舎を建設する計画となっている。

(質問・意見)

山田委員長

おなり子どもの家はどうなるか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

現在、市役所駐車場奥の第4分庁舎の1階を暫定的に使っていただいているが、今後、周辺の旧教育センター、あるいは小さな会議室等を整理して、新しい分庁舎を建てることになっている。その中に入る計画となっている。

(採決の結果、議案第24号は原案どおり可決された)

3 議案第25号 鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

山田委員長

日程第3 議案第25号「鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」を議題とする。議題の説明について、お願いする。

学務課担当課長

本件は、県費負担教職員の人事異動に係り、神奈川県教育委員会から示された「神奈川県公立学校教職員人事異動方針」を受けて、平成27年度の教職員人事事務が円滑に行われるよう、基本方針を策定しようとするものである。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針は、第一として「適材を適所に配置すること」、第二として「教職員の編成を刷新強化すること」、第三として「全市的・全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと」の3点である。これらの基本方針に基づき、鎌倉市では、次の3点を平成27年度における人事異動の重点とした。その3点は、1 特色ある学校づくりを目指した適材・適所への配置、2 若手教員導入による編成の刷新、3 他市町及び行政機関との人事交流である。

一つ目の「特色ある学校づくりを目指した適材・適所への配置」では、各学校が目指す「創

意工夫を生かした特色ある学校づくり」に係り、学校長は、自らの経営方針を達成するため、 人材の確保を求めるところであるが、教育委員会としては、各学校長の要望をかなえるよう な教職員の異動について極力配慮してまいりたいと考えている。

二つ目の「若手教員導入による編成の刷新」では、若手教員を軸とした新規採用及び他市町からの転任採用を考えている。新規採用については、平成26年度は、小・中あわせて22人を配置することができた。来年度も、適切な数の採用を県教委に要望していく。また、他市町からの転任採用によって、中間年齢層の教員の確保にも努めてまいりたいと考えている。

三つ目の「他市町及び行政機関との人事交流」では、他市町や行政機関での経験を生かして、鎌倉の教育を担える人材を確保するために、各関係機関に積極的に働きかけて人事交流を行いたいと考えている。

これらの重点をもとに、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めていく。

(質問・意見)

下平委員

今年度は22人の配置で、来年度は適正な配置を考えているということだが、どのぐらいと 考えているのか。

学務課担当課長

今現在、具体的な数字は出ていない。まだ、退職者の数、あるいは勧奨退職も含めて確定していない状況である。また、他市町、県外への転任、県外他市町からの転入、それらの人数を集約しているところである。そういったことも含めて、12月の教育長の各学校長からの要望の聞き取り等も踏まえて確定していきたいと考えている。

下平委員

毎年いつごろ決まるものなのだろうか。

学務課担当課長

12月の中下旬に、教育長が各学校長から聞き取りを行って、概ねの配置を決め、1月ぐらいには決定していく流れである。

下平委員

どの学校を訪問しても、若手の方が入って、中間層が少なくて、上にいらっしゃる方と若年層との関係性とか、その辺が課題だと言っている。その辺はさっきも、中間年齢層をできるだけ他市町から確保してという話もあったが、ただ、これは他市町も同じような現象だと思うので、その辺に関して、どのような対応を考えているのか。

教育部次長

他の市町も、同じような課題を抱えている。人事担当の課長会議などで話題になって、本

市の場合も一番層が薄いのが35~40歳ぐらいで、中学校に1人とか2人、小学校も同じような状況なので、できるだけ積極的に他市から転入希望がいれば、来ていただくということを働きかけると同時に、最近の傾向として、新採用の教員についても、大学出たて、あるいは臨任1~2年経験というよりも、社会人の経験をして教員にという方も増えてきたので、そういったキャリアを生かした方の採用も考えていきたいと思う。

本年度退職予定の教員は、小学校は、管理職が8名、教員総括教諭が5名、事務職が1名、 中学校は、管理職が2名、教員が6名になっている。

齋藤委員

若手教員導入というところで、新しく22名を採用されたということだが、皆さん健康、心身共に健康で、今現在勤めているか。

学務課担当課長

鎌倉市の教育センターで実施している初任者研修等の様子も伺って、あるいは各学校の様子を実際に見て回る中では、皆さん健康で頑張っていると認識している。

教育センター所長

先日も第4回の初任者研究をやって、家庭の事情での欠席もあったが、22名のうち21名の研修対象が参加した。そのほかに臨任の新規採用の方も含めて研修した。授業力向上を目標とした内容で、新採用の先生方、一番心配なのは、授業の部分での不安感なので、そこをきちんと技術アップするための内容で、ここまで半期を過ぎて、どういうことで悩んでいるか、講師の先生方にお願いして、回答していただいた。個々どうしたらいいか悩んだりしている部分はあるが、新採用の教員同士とか、学校の中でコミュニケーションをとって、どうにか対応していると。学校訪問などに行く中で、指導主事がその様子を見て、あの先生、こういうところが気になったが今は元気みたいだとか、心配だという話をしているとか、初任者の研修等で、指導主事が研究授業をやる中でも悩みを聞いてみたり、それから、今回の研修の最後に、何かあればいつでも相談に乗るからというメッセージも出している状況である。

一番大事なのは、体、メンタルだから、そういった部分も配慮して、メッセージを出して 様子を見ている。元気でやっている部分、心配な部分は、校長に伝えて対応している。

(採決の結果、議案第25号は原案どおり可決された)

4 議案第26号 鎌倉市教育課程編成の指針の策定について

山田委員長

日程第4 議案第26号「鎌倉市教育課程編成の指針の策定について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

教育指導課長

「鎌倉市における小中一貫教育」は、平成23年2月に策定された基本方針により、平成27年度から全中学校ブロックで順次実施することとしている。「鎌倉市における小中一貫教育」は、『「目指す子ども像(共通の目標)」の設定』、『「鎌倉市教育課程編成の指針」による9年間を見通した教育課程の編成・実施』、『小・中学校での協働実践の充実』の3点を基本的な柱とし、『義務教育9年間における子どもの「育ちと学びの連続性」を保障する』ことを目標としている。「鎌倉市における小中一貫教育」は、現在取り組んでいる小中連携を充実・強化していくものである。

本指針は、各中学校ブロックで「鎌倉市における小中一貫教育」を推進するために、各校が小中連携を一層意識した教育課程を編成する際の参考となる資料として作成した。本指針は、平成23年度から鎌倉市小中一貫教育検討委員会の作業部会として設置した、鎌倉市教育課程編制の指針作成委員会で原案を作成し、校長会からも意見をいただき、鎌倉市小中一貫教育検討委員会で検討・協議を重ねて作成したものである。

資料の1ページの目次をご覧いただくと、指針の内容は大きく四つとなっている。1 基本方針より「鎌倉市における小中一貫教育」の基本的な考え方、2 小中一貫教育推進校の取組、3 小中連携(接続)推進のためのポイントと取組例、4 小中連携(接続)を意識した指導計画参考例 の四つから構成されている。

5ページからの2では、平成25・26年度2年間推進校として大船中学校、大船小学校、山崎小学校、小坂小学校を指定して実践していただいた内容をまとめたものである。また、9ページからの3では、小中連携推進のためのポイントと取組例を、15ページからの4の指導計画の参考例については、様々な学びの視点というところで、16ページ以降、指導計画の参考例を示している。

本指針策定後は、各学校での教育課程編成の際の参考として活用できるよう、12月中に、 各小・中学校に送付する予定である。

(質問・意見)

安良岡教育長

小中一貫教育の鎌倉市の取り組みというところで、鎌倉市の小学校と中学校は隣り合っているところが1校もなくて、距離が離れている。そうすると、小と中で一緒に学校行事に取り組んだり、先生方が交流したりするのも難しい状況があって、その中でも義務教育の9年間でこんな子どもたちを育てようということをお互いに知ることで、子どもたちが小学校から中学校へスムーズに引き継ぎができて、中学校生活を送れるようにというのが大きな狙いになっている。連携による先生方や子どもたちの交流を進めるために、検討委員会の教育課程の作業部会として編成の指針をつくっていただいたので、各学校が来年度から、どんなことができるのか、少しずつ取り組みを増やして、中学校ブロックごとで子ども像を考えながら、小学校と中学校で一緒に考えながら、あるいは地域の人も巻き込んでいきながら、取り組みが推進できるといいなと思うので、ぜひ、ご意見、ご質問があればしていただきたいと思う。

下平委員

今いただいた資料が指針で、これは案となっているが、今後ここで協議して決定したら、 これがこのまま案として各小・中学校に行くと考えればいいか。

教育指導課長

指針(案)なので、今日ご協議をいただき、これでよしということであれば、案をとって、 学校に送付する。

安良岡教育長

指導計画参考例について、説明をお願いしたい。

教育指導課長

指導計画参考例については、16ページからの内容になる。15ページに全体のことを書いているが、16ページについては育ちということで、義務教育9年間を見通し、児童指導、生徒指導のつながりを持って、見通しを持って進めていくには、どういうものが考えられるか、具体的に作成委員の先生方が、自分たちの学校の事例を持ち寄ったり、ここでは仮想の学校をつくって、こういう形ができるといいねというものをつくってもらっている。

ここでは、二つの小学校と一つの中学校というブロックになっていて、それぞれの学校が持つ学校教育目標、そして中学校のブロックの中で、目指す子ども像を協議して決めていく。この中で、それぞれの学校の教育活動を進めていくわけなのだが、小学校段階で、例えば、左側にある児童生徒指導に関する活動の内容とか、または生徒指導と理解の面では、どういう学校段階でできるだろうか。また、教職員間で、お互いを理解していく大切さから、どういうことができるだろうか。同じ地域にあるので、保護者への働きかけや、小中連携との交流ということで、具体的にこういう取り組みをしていく、こういう全体像をつくっていくと、小学校段階から中学校卒業するまでの段階で、どういう子どもたちを育てていきたいかというのをベースにしながら、小学校、中学校が行っていく計画のもととなる。

また、17ページ以降については、どちらかというと学びの内容で、授業や、子どもたちの学級活動とか、総合的な学習の時間、そういった場面で、例えば伝える力、いわゆるコミュニケーション力を育成していくためには、小学校低学年の中ではこういう視点、中学年では、高学年では、中学校ではこういう視点という9年間のもの。

18ページはコミュニケーション能力、最初は伝えるというところをベースにした書き方と全般的なところ、キャリア教育、食育、鎌倉という地の利、鎌倉という視点で、生活科や総合的な学習の時間の中で、どういうことができるか。特に総合的な学習の時間は、小学校3年生から中学校3年生までやっているが、同じ地区で同じようなことをやっていて重なり感があったり、場合によっては、小学校のほうが中学校よりも少し内容が濃かったりという現状もあることから、小学校4年間と中学3年の7年間で、総合的な学習の時間をどう組み立てていくのかということも、カリキュラムとして考えていく必要があるのか、そのようなことろでポイント、ポイントとなるが、参考とできる形の計画例を出している。

下平委員

今までいろいろな取り組み、研究を進めていただき、そして平成27年度から順次実施と。

これが指針として提案されて、それぞれの小学校から中学校へ行くであろうところが、大船中学校の例と同じように、先生方は今までもしてくださっていたと思うが、一層連携できる取り組みを、それぞれの学校が考えていくというふうに捉えていいか。

教育指導課長

具体のお話をさせていただくと、推進校の取り組みの7ページをご覧いただきたい。これは2年目の取り組みをまとめている。推進校2年間の中で、1年目は、組織的に進めていく取り組みをやっていただいた。校内にはそういった担当者や組織があるが、ブロック間の組織がなかったということで、例えば、5月に4校連携推進担当者会というのがある。各小・中学校の担当者が集まって、計画をどうしていこうとか、計画の途中で進捗状況を確認しながら、どう計画を煮詰めていこうかという話し合いなり、協議ができる仕組みが年に何回かある。4月には、4校の校長、教頭で打ち合わせをしたり、組織的な取り組みをどのようにしたらいいか、例えば、9ページ、10ページで、組織のイメージを出している。

そういった取り組みは、今の段階ではそれぞれがやっているが、ブロックとしてどう進めていったらいいか、教育課程の中に組み込んでいく必要があるので、平成27年度はブロックによって若干差異があるので、そこを整理していく期間として順次実施していただく。平成28年度からはある一定の形ができた上で、7ページに幾つか取り組み例があるが、例えば、8月には教職員の交流会があったり、文化祭に小学校へ案内を配付してみたり、陸上記録大会の練習に中学校の陸上部がサポートに行ったりという取り組み等々があるので、今やっていることを整理しながら進めていく期間として、平成27年度を設ける。そのために、この指針を参考にしてもらうという形で考えている。

齋藤委員

以前から小中一貫教育を目指そうと言われていたが、このように指針を出されて、推進していこうという具体的な案が出たということは、以前に比べると進んでいくと思う。

そうすると、浮かばれない子どもたちというか、もうちょっと何かあったら、自分のいいものを目指していけるということも掘り出せるのではないか。より意欲的に取り組まれることになれるのではないかと思って、鎌倉市全体が強く踏み出していける手掛かりというか、いいものを示していただいたようで、嬉しく思う。ぜひ、進めていただければありがたいと思う。

山田委員長

随分前に委員会でも上がった気がするが、小学校から中学校への連続性を子どもたちが意識するためにも、例えば、1年生から9年生という学年の名称付けは、鎌倉市として検討できるのだろうか。

教育指導課長

現行では、中学校、小学校という学校制度があるので、この形で進むのが原則になってくる。ただ、国の動きとしては、先ほど教育長からあったように、小中の建物も一緒にした一貫教育という考え方とか、これは連携型になるが、そういった形で小中一貫教育を進めてい

くという話し合いもされている。その中で、6年・3年という年度制も、研究によっては変えていったりするような取り組みもある、現時点では6年・3年という中で、スムーズに接続ができる取り組みとして、鎌倉市では進めていきたいと考えている。

下平委員

今のことと重なるかもしれないが、あくまでもこの指針は、目指す子ども像がゴールであって、それに向かって、小学校、中学校が連携をより強めて、明確にしていこうという理解でいいか。先々には、例えば、大船学園という学園に1年から9年まで、小中学校が一つに、まさに一貫教育というとそういうイメージが強いが、そういうところも将来的に、鎌倉市としては見据えていると考えていいか。それとも、それは全く今の段階ではないと思っていいか。

教育指導課長

今の段階では、後半のような一つの学園というか、学校という構想は考えていない。まず は滑らかに接続ができるよう、こういった方向性を出していく。

(採決の結果、議案第26号は原案どおり可決された)

5 議案第27号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

山田委員長

日程の5 議案第27号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」を議題とする。議案の 説明について、お願いする。

中央図書館長

鎌倉市図書館協議会は、図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は5名、任期は2年となっており、「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験を有する者」並びに「市民」のうちから教育委員会が任命することとされている。現委員の任期が平成26年12月14日をもって任期満了となるので、新たに5名の方々を委員に任命しようとするものである。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者については、関係団体からの推薦により、家庭教育の向上に資する活動を行う者については、市内で活動する読み聞かせボランティアから、そして市民については、9月に公募を行い選考委員会の審査を経て決定した。任命予定者は、議案集19ページの通りである。

なお、委員の任期は、平成26年12月15日から平成28年12月14日までの2年間となる。

(質問・意見)

下平委員

個人的な関心になるかもしれないが、何人ぐらいの方が応募しているのか。

中央図書館長

市民公募を平成26年9月16~30日まで行ったところ、11名の応募があった。

下平委員

公募委員だけが新任となっているが、公募した市民の委員はどんどん変わって、ほかの人たちは重なっていくということではなく、今回たまたま公募委員に関しては、何らかの理由で辞任されたり、任期がきたという理解でよいか。

中央図書館長

5名の委員全員の任期が切れ、市民の方については公募した。他の方々はそれぞれ継続されているが、例えば大嶋先生については校長会から推薦されている。校長会で違う方を推薦されれば、そちらの方を委員として任命する、そういう形をとっている。

(採決の結果、議案第27号は原案どおり可決された)

山田委員長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって11月定例会を閉会する。